

出生に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
受付窓口欄に ☐ マークのあるものは、枠内に記載されている支所・行政センター等でも受付しています。

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身でご確認ください	手続き	該当	必要なもの	受付窓口	受付・ 手続済
--------------------------------------	-----	----	-------	------	------------

保 険	お子さんが 国民健康保険 に加入する方		・資格確認書または資格情報のお知らせの交付 ・各種認定証の交付 ※ 出生日より14日以内に手続きしてください	☐		防災庁舎2階 9番窓口 国民健康保険課	
	→出産した方が 国民健康保険 の方	・出産育児一時金の支給申請	☐	・母子健康手帳 (死産・流産の場合は医師の証明書) ・出産された方の資格確認書 ・産科医療補償制度登録証 ・直接支払制度合意文書 (医療機関と取り交わしたもの) ・出産費用の明細書 (医療機関から交付されたもの) ・世帯主の口座番号がわかるもの			
		・産前産後期間の保険料軽減の届出	☐	・母子健康手帳	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課		
	→出産した方が 国民健康保険以外 の方		同様の制度があります 手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください			健康保険の加入先	
年 金	出産した方が 国民年金 加入中の方		・産前産後免除該当届	☐	・母子健康手帳	防災庁舎2階 10番窓口 医療年金課	
	保護者の方が 障害年金(1級または2級) を受給している方		・子の加算の手続き	☐	※ 受付窓口でご相談ください	阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	

こども

児童手当を申請する方						
→受給していない方	・ 児童手当の申請 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先または右記窓口にお問合せください ※ 出生の翌日から数えて15日以内に手続きしてください	□	・ マイナンバーがわかるもの（請求者・配偶者） ※ 子と別居しているときは、子も必要 ・ 請求者の通帳 ・ 請求者の健康保険の加入を証する書類（請求者が各種共済組合加入（私立学校教職員共済を除く）の方のみ）	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課		
	→受給している方	・ 額改定届 ※ 請求者が公務員で勤務先から支給される場合、勤務先での手続きとなります ※ 手続先がご不明の場合、早急に勤務先または右記窓口にお問合せください ※ 出生の翌日から数えて15日以内に手続きしてください	□		(子と別居しているとき) ・ マイナンバーがわかるもの(子)	
ひとり親家庭等に該当する方		・ 児童扶養手当の申請	□	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 12番窓口 こども支援課	
子ども医療費助成を申請する方 (所得制限なし)		・ 子ども医療費助成の申請	□	・ 母子健康手帳 ・ 健康保険の加入を証する書類（保護者の健康保険の加入を証する書類でも可） ※ 課税権のある市区町村から発行された所得を証する書類等が必要な場合があります	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	
保育園・認定こども園・幼稚園などに 入園しているお子さんがいる方		・ 家族の増員、認定の変更	□	・ 母子健康手帳	防災庁舎3階 21番窓口 こども育成課	
未熟児で出産された方		・ 養育医療給付の相談・申請	□	※ 受付窓口でご相談ください	防災庁舎2階 11番窓口 医療年金課	

その他	市営住宅に入居している方		・市営住宅の同居手続き	☐	※ 受付窓口でご相談ください	本庁舎5階 一般財団法人 釧路市住宅公社 0154-31-4563 行政センター阿寒・音別建設課	
	他市町村に出生届を提出された方 または閉庁時間に出生届を提出された方		・ごみ袋の支給	☐	・母子健康手帳	本庁舎1階 5番窓口 環境保全課 鳥取支所、阿寒湖温泉支所 行政センター市民課	



釧路市役所

住 所: 釧路市黒金町7丁目5番地
電話番号: 0154-23-5151(代表)



本庁舎及び防災庁舎 周辺図



釧路市の公式ラインを開設しています。
ごみの出し方など、暮らしに役立つ便利な情報をお届けしておりますので、ぜひ友達追加をお願いします。

友達追加はこちらから →



- 下記に記載してある支所及び行政センターでも対応可能な手続きがあります。
- ・ 対応可能な手続きは、内側の表でご確認ください。
- ・ 阿寒湖温泉支所では、受付窓口欄に記載がなくても受付できる場合がありますので、窓口でご確認ください。

鳥取支所

釧路市住之江町6番25号



阿寒町行政センター

釧路市阿寒町中央1丁目4番1号



音別町行政センター

釧路市音別町中園1丁目134番地



阿寒湖温泉支所

釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6番20号



音別町行政センター(保健福祉課)

釧路市音別町中園2丁目119番地1



開庁時間

あさ 8 時 50 分 ~ 夕方 5 時 20 分

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

釧路市ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>



手続きチェックシート

出生

お子さんが生まれた方へ

出生届

お子さまが生まれたら14日以内に届出してください。

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

※ 出生届は、他市町村にも提出できますが、釧路市に住民登録している場合、各手続きは釧路市で行っていただく必要があります。

※ お子さんのマイナンバーカードは、出生届と同時に申請することができますので、申請を希望される場合は、窓口でご相談ください。

※ 後日申請の場合、出生届の提出後、3週間程度で送付される個人番号通知書に同封されているマイナンバーカード交付申請書により、申請してください。
なお、特急発行の対応を希望する場合は、窓口でご相談ください。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、資格証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・ 健康保険証または資格確認書
- ・ 年金手帳
- ・ 顔写真付きの社員証
- ・ 介護保険証
- ・ 学生証 等

※ 年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります。

必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。